

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成26年3月31日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 <u>引当金（第88条）</u></p> <p>第9章 <u>決算（第89条—第91条）</u></p> <p>第10章 <u>予算（第92条—第96条）</u></p> <p>第11章 <u>検査（第97条—第100条）</u></p> <p>第12章 <u>雑則（第101条—第105条）</u></p> <p>附則</p> <p>（病院の長への事務委任）</p> <p>第2条 医療収入その他の収入（国庫補助金その他本庁で取り扱うものを除く。）及び病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める予算の執行計画の範囲内における支出に関する権限に属する事務（次に掲げるものを除く。）並びに香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表2の7の項第20号から第26号までに掲げる事項は、各県立病院の長（以下「病院の長」という。）に委任する。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務局長専決事項等）</p> <p>第3条 各県立病院の事務局長は、前条第1項の規定により病院の長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を常時、病院の長に代わって決裁（最終的にその意思を決定することをいう。以下同じ。）することができる。</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） <u>香川県出先機関事務決裁規則別表2の7の項第20号から第26号まで</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 <u>決算（第88条—第90条）</u></p> <p>第9章 <u>予算（第91条—第95条）</u></p> <p>第10章 <u>検査（第96条—第99条）</u></p> <p>第11章 <u>雑則（第100条—第103条）</u></p> <p>附則</p> <p>（病院の長への事務委任）</p> <p>第2条 医療収入その他の収入（国庫補助金その他本庁で取り扱うものを除く。）及び病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める予算の執行計画の範囲内における支出に関する権限に属する事務（次に掲げるものを除く。）並びに香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表2の7の項第19号から第25号までに掲げる事項は、各県立病院及びがん検診センターの長（以下「病院の長」という。）に委任する。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務局長専決事項等）</p> <p>第3条 各県立病院及びがん検診センターの事務局長は、前条第1項の規定により病院の長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を常時、病院の長に代わって決裁（最終的にその意思を決定することをいう。以下同じ。）することができる。</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） <u>香川県出先機関事務決裁規則別表2の7の項第19号から第25号まで</u></p>

に掲げる事項

- 2 略
- 3 各県立病院の事務局長及び中央病院の事務局次長は、第1項又は前項の規定により決裁することができる事務であっても、前条第2項各号のいずれかに該当するものについては、病院の長の決裁を受けなければならない。

(企業出納員の設置)

第4条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、県立病院課及び各県立病院に企業出納員を置く。

- 2 略

(企業出納員への事務委任)

第5条 管理者は、次に掲げる事務を県立病院課及び白鳥病院の企業出納員に委任する。

(1)～(6) 略

- 2 略

(現金取扱員の設置)

第6条 県立病院課及び各県立病院に現金取扱員を置く。

- 2 現金取扱員は、県立病院課及び各県立病院の職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。

- 3 略

(帳簿の種類及び保管等)

第13条 略

(1)～(3) 略

(4) 各県立病院の企業出納員

に掲げる事項

- 2 略
- 3 各県立病院及びがん検診センターの事務局長並びに中央病院の事務局次長は、第1項又は前項の規定により決裁することができる事務であっても、前条第2項各号のいずれかに該当するものについては、病院の長の決裁を受けなければならない。

(企業出納員の設置)

第4条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに企業出納員を置く。

- 2 略

3 がん検診センターの企業出納員は、がん検診センターの職員のうちから、管理者が命ずる。

(企業出納員への事務委任)

第5条 管理者は、次に掲げる事務を県立病院課、白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に委任する。

(1)～(6) 略

- 2 略

(現金取扱員の設置)

第6条 県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに現金取扱員を置く。

- 2 現金取扱員は、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターの職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。

- 3 略

(帳簿の種類及び保管等)

第13条 次の各号に掲げる者は、病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、それぞれ当該各号に定める帳簿（財務会計システムにより作成する帳簿については、電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備えなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 各県立病院及びがん検診センターの企業出納員

ア～ク 略

2 略

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員並びに白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～4 略

5 出納取扱金融機関は、収入を収納した場合は、納入通知書兼領収書又は納付書（第25号様式）の納付書兼領収書の領収日付印欄に出納取扱金融機関領収印（第26号様式）を押して直ちに納付者に対して交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって納入通知書兼領収書又は納付書兼領収書に代えるものとし、この場合においては、出納取扱金融機関領収印を押すことを省略することができる。

(小切手の訂正等)

第32条 略

2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正する場合には、その部分を正書するときにはその部分（数字を訂正するときは、その全部）に二線を引いてその上部又は右側に正書し、その部分に加えるときにはその部分に加え、その部分を削るときにはその部分に二線を引いて削り、その上部余白に「何字を訂正」、「何字を加える」又は「何字を削る」とそれぞれ記載し、企業出納員が公印で押印しなければならない。

3 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員並びに白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなけれ

ア～ク 略

2 略

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員並びに白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～4 略

5 出納取扱金融機関は、収入を収納した場合は、納入通知書兼領収書又は納付書（第25号様式）の納付書兼領収書の領収日付印欄に出納取扱金融機関領収印（第26号様式）を押して直ちに納付者に対して交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって納入書通知兼領収書又は納付書兼領収書に代えるものとし、この場合においては、出納取扱金融機関領収印を押すことを省略することができる。

(小切手の訂正等)

第32条 略

2 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員並びに白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これ

ばならない。

(固定資産の範囲)

第72条 略

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 器械及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のもの)

エ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからウまで及びカに掲げるものである場合に限る。)

オ 建設仮勘定(イ及びウに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

カ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ 水利権

オ 施設利用権で有償で取得したもの

カ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからウまで、オ及びキに掲げるものである場合に限る。)

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 長期貸付金

ウ 貸倒引当金

エ 出資金

オ 基金

カ 長期前払消費税

を適正に管理しなければならない。

(固定資産の範囲)

第72条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、建物、器械及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のもの)、その他の有形固定資産並びに建設仮勘定

(2) 無形固定資産 借地権、地上権、電話加入権、水利権及び施設利用権で有償で取得したもの

(3) 投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金及びその他投資

キ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ク 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(取得価額)

第74条 略

(1)・(2) 略

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(減価償却の特例)

第87条 管理者又は病院の長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後においても、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「省令」という。）第15条第3項の規定により、その年数を定めて、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第88条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において特別職を含む全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法を用いるものとする。

第9章 決算

(決算整理)

第89条 略

(1)・(2) 略

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

(取得価額)

第74条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 無償で譲り受けた固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、適正な見積価額

(減価償却の特例)

第87条 管理者又は病院の長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後においても、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条第3項の規定により、その年数を定めて、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

第8章 決算

(決算整理)

第88条 管理者又は病院の長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上

(4) 繰延勘定の償却

(6) 略

(帳簿の縮切り)

第90条 略

(決算資料の提出)

第91条 県立病院課長又は病院の長は、毎年5月15日までに、前事業年度に係る次に掲げる書類の作成に関する資料を管理者に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(1)～(7) 略

(8) キャッシュ・フロー計算書

2 略

第10章 予算

(予算の原案等の作成及び送付)

第92条 管理者は、翌事業年度の予算原案及び予算に関する説明書を作成し、知事に送付しなければならない。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

2 略

第93条～第96条 略

第11章 検査

第97条～第100条 略

第12章 雑則

第101条 略

(徴収職員の設置等)

第102条 債権管理の事務を補助させるため、県立病院課及び各県立病院に徴収職員を置く。

2 徴収職員は、県立病院課及び各県立病院の職員のうちから、管理者が命

(5) 略

(帳簿の縮切り)

第89条 略

(決算資料の提出)

第90条 県立病院課長又は病院の長は、毎年5月15日までに、前事業年度に係る次に掲げる書類の作成に関する資料を管理者に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

第9章 予算

(予算の原案等の作成及び送付)

第91条 管理者は、翌事業年度の予算原案及び予算に関する説明書を作成し、知事に送付しなければならない。

2 略

第92条～第95条 略

第10章 検査

第96条～第99条 略

第11章 雑則

第100条 略

(徴収職員の設置等)

第101条 債権管理の事務を補助させるため、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに徴収職員を置く。

2 徴収職員は、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターの職員のうち

ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書（第44号様式）の交付により、徴収職員に命ぜられたものとする。

3 略

（報告セグメントの区分）

第103条 省令第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、中央病院、丸亀病院及び白鳥病院とする。

（特別の取扱い）

第104条 略

第105条 略

別表（第16条関係）

勘定科目の区分

1 収益

款	項	目	節
病院事業収益			
	略		
	医業外収益		
		略	
		消費税及び地方消費税還付金	
		長期前受金戻入	
		その他医業外収益	
			略
	略		

2 費用

款	項	目	節
病院事業費用			
	医業費用		

ちから、管理者が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書（第44号様式）の交付により、徴収職員に命ぜられたものとする。

3 略

（特別の取扱い）

第102条 略

第103条 略

別表（第16条関係）

勘定科目の区分

1 収益

款	項	目	節
病院事業収益			
	略		
	医業外収益		
		略	
		消費税及び地方消費税還付金	
		その他医業外収益	
			略
	略		

2 費用

款	項	目	節
病院事業費用			
	医業費用		

		給与費	
			略
			退職給付費
			賞与引当金繰入額
			法廷福利費引当金繰入額
			その他引当金繰入額
		略	
		経費	
			略
			交際費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			貸倒引当金繰入額
			雑費
		減価償却費	
			略
			器械備品減価償却費
			リース資産減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			略
		略	
		研究研修費	
			略

		給与費	
			略
			退職給与金
		略	
		経費	
			略
			交際費
			雑費
		減価償却費	
			略
			器械備品減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			略
		略	
		研究研修費	
			略

			研究雜費
		開発費	
			開発費
	医業外費用		
		支払利息及び 企業債取扱諸 費	
			略
			固定負債利息
			リース債務支 払利息
		繰延勘定償却	
			開発費償却
			長期前払消費 税額償却
		略	
	特別損失		
		固定資産売却 損	
		減損損失	
		災害による損 失	
		過年度損益修 正損	
		略	

3 資産

(1) 固定資産

款	項	目	節
有形固定資産			
	略		
	器械及び備品 減価償却累計 額		

			研究雜費
	医業外費用		
		支払利息及び 企業債取扱諸 費	
			略
			固定負債利息
		繰延勘定償却	
			略
	特別損失		
		固定資産売却 損	
		過年度損益修 正損	
		略	

3 資産

(1) 固定資産

款	項	目	節
有形固定資産			
	略		
	器械及び備品 減価償却累計 額		

	リース資産		
	リース資産減 価償却累計額		
	建設仮勘定		
	略		
無形固定資産			
	略		
	電話加入権		
	リース資産		
	その他無形固 定資産		
投資その他の 資産			
	略		
	長期貸付金		
	貸倒引当金		
	基金		
	長期前払消費 税		
	その他投資		
	減価償却累計 額		

(2) 流動資産

款	項	目	節
略			
未収金			
	略		
	その他未収金		
貸倒引当金			
有価証券			
受取手形			
貸倒引当金			
貯蔵品			

	建設仮勘定		
	略		
無形固定資産			
	略		
	電話加入権		
	その他無形固 定資産		
投資			
	略		
	長期貸付金		
	基金		
	その他投資		

(2) 流動資産

款	項	目	節
略			
未収金			
	略		
	その他未収金		
有価証券			
貯蔵品			

	略		
短期貸付金			
	略		
	職員貸付金		
貸倒引当金			
前払費用			
	前払保険料		
	略		
前払金			
	略		
	前払消費税及び地方消費税		
未収収益			
貸倒引当金			
その他流動資産			
	略		

(3) 繰延資産

款	項	目	節
開発費			
災害による損失			

4 資本

(1) 資本金

款	項	目	節
資本金			
	略		

	略		
短期貸付金			
	略		
	職員貸付金		
	前払保険料		
	略		
前払金			
	略		
	前払消費税及び地方消費税		
その他流動資産			
	略		

(3) 繰延勘定

款	項	目	節
企業債発行差金			
開発費			
退職給与金			
試験研究費			
災害損失			
控除対象外消費税額			

4 資本

(1) 資本金

款	項	目	節
自己資本金			
	略		

	組入資本金		
--	-------	--	--

(2) 略

5 負債

(1) 固定負債

款	項	目	節
企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		
	その他の企業債		
他会計借入金			
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		
	その他の長期借入金		
リース債務			
引当金			
	退職給付引当金		
	特別修繕引当金		
	その他引当金		
その他固定負債			

(2) 流動負債

款	項	目	節
---	---	---	---

	組入資本金		
借入資本金			
	企業債		
	他会計借入金		

(2) 略

5 負債

(1) 固定負債

款	項	目	節
企業債			
他会計借入金			
引当金			
	退職給与引当金		
	修繕引当金		
その他固定負債			

(2) 流動負債

款	項	目	節
---	---	---	---

一時借入金			
企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		
	その他の企業債		
他会計借入金			
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		
	その他の長期借入金		
リース債務			
未払金			
	略		
	その他未払金		
未払費用			
前受金			
	略		
	その他前受金		
前受収益			
引当金			
	退職給付引当金		
	賞与引当金		
	法定福利費引当金		
	修繕引当金		
	特別修繕引当金		

一時借入金			
未払金			
	略		
	その他未払金		
前受金			
	略		
	その他前受金		

	その他引当金		
その他流動負債			
	略		

(3) 繰延収益

款	項	目	節
長期前受金			
長期前受金収益化累計額			

その他流動負債			
	略		

第1号様式 (第11条、第17条、第25条関係)

収 納 伝 票

年度						伝票 No.			
所 属		発行年月日		収入年月日					
決 裁								作 成	企業出納員
	借方科目			貸方科目			金 額		
予 算									
仕 訳 1									
仕 訳 2									
税 区 分									
摘 要									
所在地									
債務者									

第1号様式 (第11条、第17条、第25条関係)

収 納 伝 票

年度				番 号	第 号
決 裁				発行年月日	企業出納員
				起票	
				/	
収 入 金 額					
うち消費税及び地方消費税					
納 入 者				納入通知書番号等	
				収入年月日	
		年 月 日			
摘 要					

予算科目	款	項	目	節
借方科目	款	項	目	節
貸方科目	款	項	目	節

支 払 伝 票

年度				伝票 No.			
所 属		発行年月日		支払予定日			
決 裁						作 成	企業出納員
次のとおり支出してよろしいか。							
款 項 目 節					金 額		
					うち消費税及び地方消費税		
					税 区 分		
借 方 科 目				貸 方 科 目			
款 項 目 節				款 項 目 節			
摘 要							
契 約 先							
債権者 住所	支払方法						
	金融機関名						
氏名	支 店 名						
	種 別	口座番号					
口座名義							

支 払 伝 票

年度				番号	第 号
決 裁				発行年月日	企業出納員
			起票		
支 払 金 額			支払方法		
			金融機関		
うち消費税及び地方消費税			預金種別		
			口座番号		
債 権 者					支払年月日
					年 月 日
摘 要					
口座名義					

予算科目	款	項	目	節
借方科目	款	項	目	節
貸方科目	款	項	目	節

第3号様式(第11条、第17条、第26条、第27条、第28条、第34条、第42条、第44条、
第45条、第56条、第58条、第61条、第66条、第81条、第89条関係)

振替伝票

年度				事業				伝票No.	
所 属		発行年月日		振替年月日					
決 裁							作 成		企業出納員
予 算	借方科目			貸方科目			金 額		
仕 訳 1									
仕 訳 2									
税 区 分									
摘 要									
債 務 者									
備 考									

第3号様式(第11条、第17条、第26条、第27条、第28条、第34条、第42条、第44条、第45
条、第56条、第58条、第61条、第66条、第81条、第88条関係)

振替伝票

年度				番号	第 号
決 裁				発行年月日	企業出納員
			起票		
振 替 金 額					
うち消費税及び地方消費税					
摘 要					振 替 年 月 日
					年 月 日

予算科目	款	項	目	節
借方科目	款	項	目	節
貸方科目	款	項	目	節

第7号様式 (第13条関係)
(表)

固定資産台帳

資産番号		資産名称			
固定資産基本情報	固定資産科目	所在地			
		取得年月日	竣工年度	竣工年月日	
		部門	施設		
	用途	備 考			
	会計区分	取得先			
	所 属				
	耐 用 年 数	償却方法	取得価額		
償却率	年間償却額	帳簿原価			
残存率	残存価額	償却累計額			
限度率	償却限度額	帳簿価額			

自由設定情報	項 目	名称・規格/構造	現在数量	単位	現在金額
	構造明細情報				

財源情報	名 称	帳簿原価相当額	償却累計相当額	帳簿価額相当額

(裏)

資産番号		資産名称						
名称・規格/構造	年月日	備 考	異動数量	異動数量	単位	異動金額	累計金額	
年月日	採 要	取得/改良	除却/減損	帳簿原価	備付額	償却累計額	簿価増減額	帳簿価額

第7号様式 (第13条関係)

固 定 資 産 台 帳

香川県病院局県立病院課
香川県立
香川県立がん検診センター

資産番号	資産名称	資産分類	区 分 コード	保管場所	場 所 コード
取得原因	取得価格	本体価格	円	取得年月日	年 月 日
数 量	取得価格	消費税及び 地方消費税額	円	× - - カ -	
面 積		合 計	円		
構 造	補助金等	名 称		取 得 先	
規格・型式		金 額	円	備 考	
耐用年数	年 間 償 却 額	円			
償却率	残 存 価 格	円			
新規等の別	定 価	円			
用 途					

年月日	摘 要	帳 簿 原 価				減価償却累計額			帳簿価額 (円)	処 分	
		借 方 数量	貸 方 金額 (円)	方 残 数量	高 金額 (円)	借方 (円)	貸方 (円)	累計 (円)		金額 (円)	損益 (円)

納 入 通 知 書

納入通知書兼領収書	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
納期限	年 月 日
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店
を上記のとおり納付してください。 年 月 日	
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 印	領収日付印

収納済通知書	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
を上記のとおり収納したから通知します。 年 月 日	
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 殿	領収日付印
企業出納員 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	

収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
領収日付印	

備考 本様式は、複写によることできる。

納 入 通 知 書

納入通知書兼領収書	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
納期限	年 月 日
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店
を上記のとおり納付してください。 年 月 日	
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 印 香川県立がん検診センター 所長	領収日付印

収納済通知書	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
を上記のとおり収納したから通知します。 年 月 日	
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 殿 香川県立がん検診センター 所長	領収日付印
企業出納員 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	

収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No
市 町 様	
金額	円
領収日付印	

備考 本様式は、複写によることできる。

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合		%	受診科			
請求期間				病室			
診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点
	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点
	歯冠修復及び 欠損補綴 点	歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類 (DPC) 点		診療費計 点	食事療養 円
請求 額 明細	診療費負担金 円	高齢者一部 負担金 円	公費一部 負担金 円	選定療養等 円		食事療養標準 負担額 円	
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円	
	その他① 円	その他② 円		出産一時金 円	助成金 円	うち消費税及び 地方消費税額 円	

前回までの未納
納期限 _____ 年 月 日 請求額 _____ 円
納付場所
香川県立 _____ 病院 会計窓口又は院内の _____ 銀行

上記のとおり納付してください。
_____ 年 月 日
香川県立 _____ 病院長 印

領
収
日
付
印

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合		%	受診科			
請求期間				病室			
診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点
	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点
	歯冠修復及び 欠損補綴 点	歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類 (DPC) 点		診療費計 点	食事療養 円
請求 額 明細	診療費負担金 円	高齢者一部 負担金 円	公費一部 負担金 円	選定療養等 円		食事療養標準 負担額 円	
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び 地方消費税額 円

前回までの未納
納期限 _____ 年 月 日 請求額 _____ 円
納付場所
香川県立 _____ 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の _____ 銀行

上記のとおり納付してください。
_____ 年 月 日
香川県立 _____ 病院長
香川県立がん検診センター所長 印

領
収
日
付
印

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

(その2)

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号	患者氏名	様
保険種別	負担割合	% 受診科
請求期間	病室	

診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円	選定療養等 円	
	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテーション 点	精神科専門療法 点	診療費標準負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	冠経修復及び欠損補綴 点	容器代 円	人間(仮)ドック料 円	その他① 円	その他② 円	
	歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類(DPC) 点	診療費計 点	食事療養 円	出産一時金 円	助成金 円	うち消費税及び地方消費税 円		

請求額 円

年 月 日

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。前回までの未納
 保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。納期 限 納付場所
 その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。香川県立 病院
 本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。上記のとおり納付してください。年 月 日
 香川県立 病院長 印

請求額 円

年 月 日

領収日付印

(その2)

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号	患者氏名	様
保険種別	負担割合	% 受診科
請求期間	病室	

診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円	選定療養等 円	
	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテーション 点	精神科専門療法 点	診療費標準負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	冠経修復及び欠損補綴 点	容器代 円	人間(仮)ドック料 円	その他① 円	その他② 円	
	歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類(DPC) 点	診療費計 点	食事療養 円	出産一時金 円	助成金 円	うち消費税及び地方消費税 円		

請求額 円

年 月 日

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。前回までの未納
 保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。納期 限 納付場所
 その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。香川県立 病院
 本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。上記のとおり納付してください。年 月 日
 香川県立 病院長 印

請求額 円

年 月 日

領収日付印

(その3)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別							負担割合	%	受診科	
請求期間							病室			
診療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬			
	注射	リハビリテ-ション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療			
	歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)				診療費計	食事療養		

請求 額 明 細	診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金		選定療養等	食事療養標準負担額
	特別室料	文書料	材料料	検査料	容器代	人間(豚)ドック料
	その他①	その他②		出産一時金	助成金	うち消費税及び地方消費税額

前回までの未納

納期限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領
取
日
付
印

(その3)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別							負担割合	%	受診科	
請求期間							病室			
診療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬			
	注射	リハビリテ-ション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療			
	歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)				診療費計	食事療養		

請求 額 明 細	診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金		選定療養等	食事療養標準負担額
	特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代
	その他①	その他②		助成金	うち消費税及び地方消費税額	

前回までの未納

納期限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領
取
日
付
印

(その1)

収入伝票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別		負担割合	%	受診科	
請求期間				病室	

診療点数	診療費負担金 円					請求額	請求額				
	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査		診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金	選定療養等	円
画像診断	投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法		診療費負担金	特別室料	文書料	材料料	検査料	円
処置	手術	麻酔	放射線治療	歯槽修復及び欠損補綴		容器代	人間ドック料	その他①	その他②	円	
歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)	診療費計	食事療養			出産一時金	助成金	うち消費税及び地方消費税額	円	

前回までの未納納期限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領収日付印

- 備考 1 診療点数及び請求額明細の欄中の項目名は、該当がない場合はその記載を省略することができる。
 2 (その1)に代えて(その2)を、(その3)に代えて(その4)を使用することができる。
 3 自動精算機等により納付した患者の氏名、納付額等の一覧表が領収日ごとに作成される場合は、当該一覧表を(その3)に代えることができる。

(その4)

収入伝票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別		負担割合	%	受診科	
請求期間				病室	

診療点数	診療費負担金 円					請求額	請求額				
	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査		診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金	選定療養等	円
画像診断	投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法		診療費負担金	特別室料	文書料	材料料	検査料	円
処置	手術	麻酔	放射線治療	歯槽修復及び欠損補綴		容器代	人間ドック料	その他①	その他②	円	
歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)	診療費計	食事療養			出産一時金	助成金	うち消費税及び地方消費税額	円	

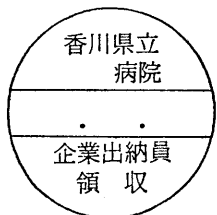
前回までの未納納期限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領収日付印

- 備考 1 診療点数及び請求額明細の欄中の項目名は、該当がない場合はその記載を省略することができる。
 2 (その1)に代えて(その2)を、(その3)に代えて(その4)を使用することができる。
 3 自動精算機等により納付した患者の氏名、納付額等の一覧表が領収日ごとに作成される場合は、当該一覧表を(その3)に代えることができる。

第23号様式（第23条関係）



- 備考
- 1 規格 直径2.5センチメートルとする。ただし、刷込み印刷をする場合は、拡大し、又は縮小することができる。
 - 2 1 県立病院で2箇以上使用する必要がある場合は、「病院」の右側にその箇数番号のアラビア数字を加えること。

第25号様式（第23条、第24条関係）

納 付 書

納付書兼領収書		取納済通知書		収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No	年度	香川県立病院事業会計No	年度	香川県立病院事業会計No
納入者 様		納入者 様		納入者 様	
金額	：：～円	金額	：：：：：：：：：：：：：：～円	金額	：：～円
納付目的		納付目的		納付目的	
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店
上記の金額を納付します。 年月日		上記の金額を取納したから通知します。 年月日		上記の金額を納付します。 年月日	
上記の金額を領収しました。 領収日付印		香川県立病院事業管理者 香川県立 病院長 殿 領収日付印		上記の金額を領収しました。 領収日付印	
香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		企業出納員 殿 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	
(納入者用)		(病院保管用)		(金融機関用)	

備考 本様式は、複写によることできる。

第23号様式（第23条関係）



- 備考
- 1 規格 直径2.5センチメートルとする。ただし、刷込み印刷をする場合は、拡大し、又は縮小することができる。
 - 2 1 県立病院で2箇以上使用する必要がある場合は、「病院」の右側にその箇数番号のアラビア数字を加えること。
 - 3 「香川県立病院」は、がん検診センターにあつては、「香川県立がん検診センター」とする。

第25号様式（第23条、第24条関係）

納 付 書

納付書兼領収書		取納済通知書		収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No	年度	香川県立病院事業会計No	年度	香川県立病院事業会計No
納入者 様		納入者 様		納入者 様	
金額	：：～円	金額	：～円	金額	：～円
納付目的		納付目的		納付目的	
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店
上記の金額を納付します。 年月日		上記の金額を取納したから通知します。 年月日		上記の金額を納付します。 年月日	
上記の金額を領収しました。 領収日付印		香川県立病院事業管理者 香川県立 病院長 殿 香川県立がん検診センター ク一所長 領収日付印		上記の金額を領収しました。 領収日付印	
香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		企業出納員 殿 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	
(納入者用)		(病院保管用)		(金融機関用)	

備考 本様式は、複写によることできる。

第27号様式（第24条、第42条関係）

現金払込書

現金払込書				
年度	香川県立病院事業会計No.			
金額				円
ただし、				
上記の金額を払い込みます。 年 月 日 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 殿 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 企業出納員 印				

領収書				
年度	香川県立病院事業会計No.			
金額				円
ただし、				
予算科目	款	項		
	目	節		
上記の金額を領収しました。 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 企業出納員 殿 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 領収日付印				

備考 本様式は、複写によることができる。

第27号様式（第24条、第42条関係）

現金払込書

現金払込書				
年度	香川県立病院事業会計No.			
金額				円
ただし、				
上記の金額を払い込みます。 年 月 日 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 殿 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 香川県立がん検診センター 企業出納員 印				

領収書				
年度	香川県立病院事業会計No.			
金額				円
ただし、				
予算科目	款	項		
	目	節		
上記の金額を領収しました。 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 香川県立がん検診センター 企業出納員 殿 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 領収日付印				

備考 本様式は、複写によることができる。

（ 隔 地 払 用 ）

支 払 案 内 書			
年度	香川県立病院事業会計	番号	
債 権 者	県 市(郡) 町		
支 払 金 額	円		
支 払 年 月 日	年 月 日	支払場所	銀行 店
摘 要			
<p>上記のとおり支払いますので、この案内書と印鑑（請求印と同じもの）を御持参の上、支払場所までお越してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県病院局県立病院課 香川県立 病院</p> <p style="text-align: right;">企業出納員 印</p>			
収入印紙 貼付箇所	領 収 書		
	上記の金額を領収しました。		
	年 月 日	受取人 住所	
		氏名	印

（ 隔 地 払 用 ）

支 払 案 内 書			
年度	香川県立病院事業会計	番号	
債 権 者	県 市(郡) 町		
支 払 金 額	円		
支 払 年 月 日	年 月 日	支払場所	銀行 店
摘 要			
<p>上記のとおり支払いますので、この案内書と印鑑（請求印と同じもの）を御持参の上、支払場所までお越してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 香川県立がん検診センター</p> <p style="text-align: right;">企業出納員 印</p>			
収入印紙 ちょう付 箇所	領 収 書		
	上記の金額を領収しました。		
	年 月 日	受取人 住所	
		氏名	印

第33号様式 (第35条関係)

現金払通知書

第 号	受取人	様
年度	香川県立病院事業会計	
支払金額		円
支払月日	年 月 日	
上記のとおり現金により受取人に支払ってください。 年 月 日 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 殿 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 企業出納員 印		
収入印紙 貼付箇所	領 収 書 上記の金額を領収しました。 年 月 日 受取人 住 所 氏 名 印	

第33号様式 (第35条関係)

現金払通知書

第 号	受取人	様
年度	香川県立病院事業会計	
支払金額		円
支払月日	年 月 日	
上記のとおり現金により受取人に支払ってください。 年 月 日 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店 殿 香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 香川県立がん検診センター 企業出納員 印		
収入印紙 ちょう付 箇所	領 収 書 上記の金額を領収しました。 年 月 日 受取人 住 所 氏 名 印	

第36号様式 (第37条関係)

隔 地 払 依 頼 書									
年度	香川県立病院事業会計			番号					
債権者	県 市(郡) 町								
支払金額	円								
支 払 日	年 月 日			支払場所	銀行 店				
添 付 小 切 手	番 号	振 出 日	年 月 日			金 額	円		

この依頼書に添付した小切手による資金をもって、上記のとおり送金してください。

年 月 日
香川県立病院出納取扱金融機関
銀行 店 殿
香川県病院局県立病院課
香川県立 病院
企業出納員 印

第36号様式 (第37条関係)

隔 地 払 依 頼 書									
年度	香川県立病院事業会計			番号					
債権者	県 市(郡) 町								
支払金額	円								
支 払 日	年 月 日			支払場所	銀行 店				
添 付 小 切 手	番 号	振 出 日	年 月 日			金 額	円		

この依頼書に添付した小切手による資金をもって、上記のとおり送金してください。

年 月 日
香川県立病院出納取扱金融機関
銀行 店 殿
香川県病院局県立病院課
香川県立 病院
香川県立がん検診センター
企業出納員 印

第37号様式 (第37条関係)

隔 地 払 受 託 書									
年度	香川県立病院事業会計			番号					
債権者	県 市(郡) 町								
支払金額	円								
支 払 日	年 月 日			支払場所	銀行 店				
添 付 小 切 手	番 号	振 出 日	年 月 日			金 額	円		

隔地払依頼書に添付の小切手は領収しました。
上記の金額の送金についてはお付けします。

年 月 日
香川県病院局県立病院課
香川県立 病院
企業出納員 殿
香川県立病院出納取扱金融機関
銀行 店 印

第37号様式 (第37条関係)

隔 地 払 受 託 書									
年度	香川県立病院事業会計			番号					
債権者	県 市(郡) 町								
支払金額	円								
支 払 日	年 月 日			支払場所	銀行 店				
添 付 小 切 手	番 号	振 出 日	年 月 日			金 額	円		

隔地払依頼書に添付の小切手は領収しました。
上記の金額の送金についてはお付けします。

年 月 日
香川県病院局県立病院課
香川県立 病院
香川県立がん検診センター
企業出納員 殿
香川県立病院出納取扱金融機関
銀行 店 印

第42号様式(第101条関係)

香川県病院局県立病院課試算表
 香川県立 病院試算表
 年 月 日現在

香川県病院事業管理者 殿

香川県病院局県立病院課長
 香川県立 病院長 印

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
			土 地			
			建 物			
			建 物 減価償却累計額			
			器 械 及 び 備 品			
			器 械 及 び 備 品 減価償却累計額			
			リ ー ス 資 産			
			リ ー ス 資 産 減価償却累計額			
			建 設 仮 勘 定			
			そ の 他 有 形 資 産			
			そ の 他 有 形 固 定 資 産 減価償却累計額			
			借 地 権			
			地 上 権			
			電 話 加 入 権			
			リ ー ス 資 産			
			そ の 他 無 形 資 産			
			投 資 有 価 証 券			
			出 資 金			
			長 期 貸 付 金			
			貸 倒 引 当 金			
			基 金			
			長 期 前 払 消 費 税			

第42号様式(第100条関係)

香川県病院局県立病院課試算表
 香川県立 病院試算表
 香川県立がん検診センター試算表

香川県病院事業管理者 殿

香川県病院局県立病院課長
 香川県立 病院長 印
 香川県立がん検診センター所長

年 月 日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
			土 地			
			建 物			
			建 物 減価償却累計額			
			器 械 及 び 備 品			
			器 械 及 び 備 品 減価償却累計額			
			建 設 仮 勘 定			
			そ の 他 有 形 資 産			
			そ の 他 有 形 固 定 資 産 減価償却累計額			
			借 地 権			
			地 上 権			
			電 話 加 入 権			
			そ の 他 無 形 資 産			
			投 資 有 価 証 券			
			出 資 金			
			長 期 貸 付 金			
			基 金			
			そ の 他 投 資			
			固 定 資 産 計			
			現 金			
			預 金			
			医 業 未 収 金			

		その他投資			
		減価償却累計額			
		固定資産計			
		現金			
		預金			
		医業未収金			
		医業外未収金			
		未収消費税及び 地方消費税還付金			
		その他未収金			
		貸倒引当金			
		有価証券			
		受取手形			
		貸倒引当金			
		薬品			
		診療材料			
		給食材料			
		医療消耗備品			
		消耗備品			
		燃料			
		その他貯蔵品			
		一般短期貸付金			
		他会計貸付金			
		職員貸付金			
		貸倒引当金			
		前払保険料			
		その他前払費用			
		前払金			
		前払消費税及び 地方消費税			
		未収収益			
		貸倒引当金			
		仮払消費税及び 地方消費税			

		医業外未収金			
		未収消費税及び 地方消費税還付金			
		その他未収金			
		有価証券			
		薬品			
		診療材料			
		給食材料			
		医療消耗備品			
		消耗備品			
		燃料			
		その他貯蔵品			
		一般短期貸付金			
		他会計貸付金			
		職員貸付金			
		前払保険料			
		その他前払費用			
		前払金			
		前払消費税及び 地方消費税			
		仮払消費税及び 地方消費税			
		特定収入仮払消費税 及び地方消費税			
		その他流動資産			
		流動資産計			
		企業債発行差金			
		開発費			
		退職給与金			
		試験研究費			
		災害損失			
		控除対象外消費税額			
		繰延勘定計			
		企業債			
		他会計借入金			

		特定収入仮払消費税及び地方消費税			
		その他流動資産			
		流動資産計			
		開 発 費			
		災害による損失			
		繰 延 資 産 計			
		建設改良費等の 財源に充てる ための企業債			
		その他の企業債			
		建設改良費等の 財源に充てる ための長期借入金			
		その他の長期借入金			
		リ ー ス 債 務			
		退職給付引当金			
		特別修繕引当金			
		その他引当金			
		その他固定負債			
		固 定 負 債 計			
		一 時 借 入 金			
		建設改良費等の 財源に充てる ための企業債			
		その他の企業債			
		建設改良費等の 財源に充てる ための長期借入金			
		その他の長期借入金			
		リ ー ス 債 務			
		医 業 未 払 金			
		医 業 外 未 払 金			
		未払消費税及び 地方消費税			
		その他未払金			
		未 払 費 用			
		医 業 前 受 金			
		医 業 外 前 受 金			

		退職給与引当金			
		修 繕 引 当 金			
		その他固定負債			
		固 定 負 債 計			
		一 時 借 入 金			
		医 業 未 払 金			
		医 業 外 未 払 金			
		未払消費税及び 地方消費税			
		その他未払金			
		医 業 前 受 金			
		医 業 外 前 受 金			
		その他前受金			
		預 り 金			
		預り有価証券			
		仮受消費税及び 地方消費税			
		その他流動資産			
		流動資産計			
		固 有 資 本 金			
		出 資 金			
		組 入 資 本 金			
		企 業 債			
		他 会 計 借 入 金			
		資 本 金 計			
		再 評 価 積 立 金			
		受 贈 財 産 評 価 額			
		寄 附 金			
		補 助 金			
		その他資本剰余金			
		減 債 積 立 金			
		利 益 積 立 金			
		建 設 改 良 積 立 金			

		その他前受金			
		前受収益			
		退職給付引当金			
		賞与引当金			
		法定福利費引当金			
		修繕引当金			
		特別修繕引当金			
		その他引当金			
		預り金			
		預り有価証券			
		仮受消費税及び 地方消費税			
		その他流動負債			
		流動負債計			
		長期前受金			
		長期前受金額 収益化累計			
		繰延収益計			
		固有資本金			
		出資金			
		組入資本金			
		資本金計			
		再評価積立金			
		受贈財産評価額			
		寄附金			
		補助金			
		その他資本剰余金			
		減債積立金			
		利益積立金			
		建設改良積立金			
		繰越利益剰余金 繰越年度末残高 (繰越年度末残高)			
		当年度純利益 (当年度純損失)			
		剰余金計			

		繰越利益剰余金 繰越年度末残高 (繰越年度末残高)			
		当年度純利益 (当年度純損失)			
		剰余金計			
		本庁勘定			
		病院勘定			
		整理勘定計			
		貸借対照表合計			
		入院収益			
		外来収益			
		室料差額収益			
		医療相談収益			
		受託検査施設 利用収益			
		その他医業収益			
		医業収益計			
		預金利息			
		基金利息			
		有価証券利息			
		配当金			
		他会計補助金			
		他会計負担金			
		患者外給食収益			
		消費税及び 地方消費税還付金			
		不用品売却収益			
		その他医業外収益			
		医業外収益計			
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益			
		その他特別利益			
		特別利益計			
		収益勘定計			
		給料			

		本 庁 勘 定			
		病 院 勘 定			
		整 理 勘 定 計			
		貸借対照表合計			
		入 院 収 益			
		外 来 収 益			
		室 料 差 額 収 益			
		医 療 相 談 収 益			
		受 託 検 査 施 設 利 用 収 益			
		そ の 他 医 業 収 益			
		医 業 収 益 計			
		預 金 利 息			
		基 金 利 息			
		有 価 証 券 利 息			
		配 当 金			
		他 会 計 補 助 金			
		他 会 計 負 担 金			
		患 者 外 給 食 収 益			
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金			
		長 期 前 受 金 戻 入			
		不 用 品 売 却 収 益			
		そ の 他 医 業 外 収 益			
		医 業 外 収 益 計			
		固 定 資 産 売 却 益			
		過 年 度 損 益 修 正 益			
		そ の 他 特 別 利 益			
		特 別 利 益 計			
		収 益 勘 定 計			
		給 料			
		手 当			
		報 酬			
		賃 金			

		手 当			
		報 酬			
		賃 金			
		法 定 福 利 費			
		退 職 給 与 金			
		薬 品 費			
		診 療 材 料 費			
		給 食 材 料 費			
		医 療 消 耗 備 品 費			
		厚 生 福 利 費			
		報 償 費			
		旅 費 交 通 費			
		職 員 被 服 費			
		消 耗 品 費			
		消 耗 備 品 費			
		光 熱 水 費			
		燃 料 費			
		食 糧 費			
		印 刷 製 本 費			
		修 繕 費			
		保 険 料			
		賃 借 料			
		通 信 運 搬 費			
		委 託 料			
		諸 会 費			
		交 際 費			
		雑 費			
		建 物 減 価 償 却 費			
		器 械 備 品 減 価 償 却 費			
		そ の 他 有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費			
		無 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費			
		た な 卸 資 産 減 耗 費			
		固 定 資 産 除 却 費			
		研 究 材 料 費			

		法定福利費			
		退職給付費			
		賞与引当繰入額			
		法定福利費引当金繰入額			
		その他引当金繰入額			
		薬品費			
		診療材料費			
		給食材料費			
		医療消耗備品費			
		厚生福利費			
		報償費			
		旅費交通費			
		職員被服費			
		消耗品費			
		消耗備品費			
		光熱水費			
		燃料費			
		食糧費			
		印刷製本費			
		修繕費			
		保険料			
		賃借料			
		通信運搬費			
		委託料			
		諸会費			
		交際費			
		修繕引当金繰入額			
		特別修繕引当金繰入額			
		貸倒引当金繰入額			
		雑費			
		建物減価償却費			
		器械備品減価償却費			
		リース資産減価償却費			
		その他有形固定資産減価償却費			

		図書費			
		旅費			
		謝金			
		研究雑費			
		医療費用計			
		企業債利息			
		長期借入金利息			
		一時借入金利息			
		固定負債利息			
		繰延勘定償却			
		患者外給食材料費			
		消費税及び地方消費税			
		不用品売却原価			
		その他雑損失			
		医療外費用計			
		固定資産売却損			
		過年度損益修正損			
		その他特別損失			
		特別損失計			
		費用勘定計			
		損益勘定計			
		総計			

		無形固定資産 減価償却費			
		たな卸資産減耗費			
		固定資産除却費			
		研究材料費			
		図書費			
		旅費			
		謝金			
		研究雑費			
		開発費			
		医療費用計			
		企業債利息			
		長期借入金利息			
		一時借入金利息			
		固定負債利息			
		リース債務支払利息			
		開発費償却			
		長期前払 消費税額償却			
		患者外給食材料費			
		消費税及び 地方消費税			
		不用品売却原価			
		その他雑損失			
		医療外費用計			
		固定資産売却損			
		減損損失			
		災害による損失			
		過年度損益修正損			
		その他特別損失			
		特別損失計			
		費用勘定計			
		損益勘定計			
		総計			

第43号様式（第101条関係）

資 金 予 算 表

年 月 日現在

香川県病院事業管理者

殿

香川県病院局県立病院課長
香川県立 病院長 印

項 目	前月末累計	月実績	月累計	月予定額	月予定額
収入					
医業収益					
医業外収益					
預り金					
負担金					
補助金					
出資金					
長期借入金					
一時借入金					
企業債					
固定資産売却代金					
合計					
支出					
医業費用					
医業外費用					
預り金					
建設改良費					
企業債元金償還					
長期借入金返還					
一時借入金返還					
固定負債元金割賦					
合計					
収支差引					
前月より繰越					
翌月へ繰越					

第43号様式（第100条関係）

資 金 予 算 表

香川県病院事業管理者

殿

香川県病院局県立病院課長
香川県立 病院長 印
香川県立がん検診センター所長

年 月分

区 分	科 目 別	執 行 済 額		収 支 予 定		備 考
		当月分	累 計	翌 月	翌々月	
収 入	現金残高					
	預金残高					
	医業収益					
	医業外収益					
	預り金					
	負担金					
	補助金					
	出資金					
	長期借入金					
	一時借入金					
	企業債					
	固定資産売却代金					
	計					
支 出	医業費用					
	医業外費用					
	預り金					
	建設改良費					
	企業債元金償還					
	長期借入金返還					
	一時借入金返還					
	固定負債元金割賦					
	計					
差 引 過 不 足						

第44号様式（第102条関係）

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真	所 属 職 名 氏 名 債 権 名
------------	----------------------------

5.5センチメートル

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県病院事業管理者 印

(裏面)

地方自治法施行令（抜粋）

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

香川県病院局財務規程（抜粋）

(徴収職員の設置等)

第102条 略

- 2 略
- 3 徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第44号様式（第101条関係）

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真	所 属 職 名 氏 名 債 権 名
------------	----------------------------

5.5センチメートル

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県病院事業管理者 印

(裏面)

地方自治法施行令（抜粋）

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

香川県病院局財務規程（抜粋）

(徴収職員の設置等)

第101条 略

- 2 略
- 3 徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の香川県病院局財務規程の規定は、平成26年度以後の事業年度における香川県立病院事業の財務について適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の香川県病院局財務規程（以下「改正前の規程」という。）の規定によりなされたがん検診センターに係る手続その他の行為は、中央病院に係る手続その他の行為とみなす。
- 3 改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。